平成２１年（フ）第７０５号
愛知県豊田市東山町２丁目1051番地２　県営５―102号
債務者　高村ミノルアドリアン
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字大池田27番地
債務者　音部真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵1122番地
債務者　小山　隆年
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８６号
岡山県倉敷市児島通生882番地１フィーグパレスＣ―202
債務者　荻野　珠樹（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６８９号
岡山県瀬戸内市邑久町福元690番地46
債務者　黒瀬　加代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９２号
岡山市北区青江５丁目13番８―１号
債務者　大嶋　智子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９６号
岡山市中区平井７丁目27番８号
債務者　妹尾　秀人
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９７号
岡山市中区平井７丁目27番８号
債務者　妹尾　　泉
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０４号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目６番16号トワ・メゾン201
債務者　三浦　惠子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７７号
岡山市南区箕島982番地14
債務者　會見　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８０号
北海道釧路郡釧路町新開１丁目32番地１
債務者　三村　通代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２９号
釧路市駒場町12番252号　公住Ｓ―１．14号
債務者　佐久間咲子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１２５号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字北細田81番地
債務者　藤井真奈美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８３８号
岡山市北区中仙道１丁目４番20号　中仙道パレス303
債務者　川崎　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０号
熊本県八代市郡築一番町307番地２　102
債務者　大久保祐爾
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２９０２号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目25番１号　コートビレッジ101
債務者　竹内みゆき（旧姓蘇武）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部